このたびはお申し込みいただきまして誠にありがとうございました。ご契約内容のご確認をお願いいたします。なお、下記の契約約款（抜粋）等もよくお読みください。

●契約書及びその他書類のご記入内容に虚偽の記載が合った場合、および契約書のご記入内容の不備等により弊社からの請求書等の郵便物が届かない場合は、ご利用の停止及び解約をさせていただく場合があります。
●契約約款の規定に従って、契約解除となり料金未払があった場合は、他の事業者にその情報を通知することがあります。

オーブコム衛星通信サービス契約約款（抜粋）

（契約申込の承諾）
当社は、オーブコム衛星通信サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。なお、利用開始日については、申込者からの通知により接続試験を行い、その接続が確認された日をもって利用開始日とします。
2　当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込の承諾を延期することがあります。
3　当社は、前２項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
(1) オーブコム衛星通信サービス契約の申込みをした者が、オーブコム衛星通信サービスの料金の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
(2) （保証金）の規定により保証金の預託が求められた場合であって、オーブコム衛星通信サービスの申込者がその保証金を預託しないとき。
(3) その他当社の業務遂行上支障があるとき。

（識別番号）
標準通信の識別番号は、当社が定めます。
2　当社は、技術上又は業務の遂行上止むを得ない理由があるときは、識別番号を変更することがあります。
3　前項の規定により、標準通信の識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（オーブコム衛星通信サービスの利用休止）
当社は、契約者から請求があったときは、オーブコム衛星通信サービスの利用休止（識別番号を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
2　オーブコム衛星通信サービスの利用休止期間（そのオーブコム衛星通信サービスを利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）は１年を限度とします。
3　オーブコム衛星通信サービスの利用休止期間が１年を経過した後、契約者が新たにオーブコム衛星通信サービスの利用休止又は利用再開の請求を行わないときは、その契約は解除されたものとします。

（譲渡の禁止）
契約者は、オーブコム衛星通信サービス契約に基づいて、オーブコム衛星通信サービスを利用する権利は、譲渡することができません。

（当社が行うオーブコム衛星通信サービス契約の解除）
当社は、（利用停止）第１項の規定によりオーブコム衛星通信サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのオーブコム衛星通信サービス契約を解除することがあります。
2　当社は、契約者が（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、オーブコム衛星通信サービスの利用停止をしないでそのオーブコム衛星通信サービス契約を解除することがあります。
3　当社は、前２項の規定により、そのオーブコム衛星通信サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

（付加機能の提供）
当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第１表第１（基本使用料）に定めるところにより付加機能を提供します。
ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守する事が著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。
2　当社は、前項の規定にかかわらず、料金表第１表第１に別段の定めがある場合は、その請求の承諾を取り消すことがあります。
3　当社は、付加機能を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その付加機能を廃止します。

（付加機能の利用の一時中断）
当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

（利用停止）
当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、６か月以内で当社が定める期間（そのオーブコム衛星通信サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったオーブコム衛星通信サービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのオーブコム衛星通信サービスの利用を停止することがあります。
(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できない場合を含みます。以下この条において同じとします。）。
(2) オーブコム衛星通信サービスに係る契約等の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
(3) 契約者が当社と契約を締結している他のオーブコム衛星通信サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
(4) （利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
(5) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
(6) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
(7) （保証金）に規定する保証金を預け入れないとき。
2　当社は、前項の規定によりオーブコム衛星通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

（オーブコム衛星通信サービスを提供する地域）
当社のオーブコム衛星通信サービスは、別に定める提供区域において提供します。
ただし、その区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、オーブコム衛星通信サービスを利用できない場合があります。

（相互接続点との間の通信）
相互接続点との間の通信は、相互接続協定に基づき当社が定めた通信に限り行うことが出来るものとします。
2　相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続事業者における電気通信事業の休止の場合は、当該相互接続事業者の電気通信設備に係る通信を行うことはできません。

（基本使用料の支払義務）
契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線又は付加機能の提供を開始した日が属する月の翌月１日から起算して契約の解除日が属する月の末日までの期間について、基本使用料の支払いを要します。但し、届出料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
2　前項の期間において、利用停止等によりオーブコム衛星通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。
(1)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
(2)前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、オーブコム衛星通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、そのオーブコム衛星通信サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのオーブコム衛星通信サービスについての料金

3　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（通信料の支払義務）
契約者は、契約者回線を利用した通信（その契約者回線の契約者以外の者が発信した通信及び契約者の所有するオーブコム衛星通信端末が受信した通信を含みます。）について、（課金対象の通信量の測定等）に定める通信量の測定の規定により測定した通信量と料金表第１表第2（通信料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。
2　（略）

（手続きに関する料金の支払義務）
契約者は、次の場合は、料金表に定める料金の支払いを要します。
ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

区　分
1. オーブコム衛星通信サービス契約の申込をし、その承諾を受けたとき。
2. 自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に関する請求をし、その承諾を受けた後にオーブコム衛星通信端末にかかわる設定の変更を行うとき。
3. 利用休止に関する請求をし、その承諾を受けたとき。

（保証金）
当社は、次の場合には、そのオーブコム衛星通信サービス契約に係るオーブコム衛星通信サービスの提供の条件として、保証金の預託を請求することがあります。
(1)　新規にオーブコム衛星通信サービス契約を締結するとき。
(2)　過去の利用実績に照らし著しく利用が増加し、又は増加することが予想されるとき。
(3)　オーブコム衛星通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(4)　（利用停止）第１項第１号又は第３号の規定による利用停止を受けた後その利用停止が解除されるとき。
2　保証金の額については、１契約当たり 20 万円以内で当社が別に定める額とします。
3　保証金については、無利息とします。
4　当社は、契約者がこの約款の規定に基づき支払うべき金額を支払期日までに支払わず、又は支払わないおそれがあるときは、保証金をその支払うべき金額に充当することがあります。

（延滞利息）
契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払っていただきます。
ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

（契約者の維持責任）
契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術的条件に適合するよう維持していただきます。
2　前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備（オーブコム衛星通信端末に限ります。）又は自営電気通信設備（オーブコム衛星通信端末に限ります。）を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

（契約者の切分責任）
契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2　前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3　当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判断した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（免　責）
当社は、オーブコム衛星通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2　当社が、技術的条件の適用を変更したため、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更をしなければならなくなったときは、当社は、その変更した規定に係る自営端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造又は変更に要する費用以外の費用については負担しません。
3　当社は、いかなる場合もオーブコム衛星通信サービスが利用できない状態によって契約者が被った損害に関して、前条に規定する内容を除いては一切の賠償の責任を負いません。

（承諾の限界）
当社は、契約者からの請求については、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき、又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。その場合は、その理由をその請求した者に通知します。
ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

（利用に係る契約者の義務）
契約者は、次のことを守っていただきます。
(1)　自営端末設備（オーブコム衛星通信端末に限ります。以下同じとします。）又は自営電気通信設備（オーブコム衛星通信端末に限ります。以下同じとします。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
(2)　故意に当社の設置した電気通信設備に接続したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
(3)　自営端末設備又は自営電気通信設備に登録されている識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。

（料金表及び別表は省略してあります。）
（本契約約款は抜粋であり全文を閲覧されたい方は、当社営業窓口でご覧ください。）

契約事務手数料金等について

1.ご契約いただく場合には、所定の契約事務手数料金が必要となります。なお、解約されても、この費用は返還いたしませんのでご了承ください。
2.ご契約の際、預託金（一契約につき 20 万円・無利子）をお預かりする場合があります。なお、ご契約の解除等により預託金を返還させていただく際、お支払いいただく料金がある場合はそれに充当させていただきます。

毎月の料金のお支払方法について

1.毎月の使用料金は、弊社指定の銀行口座へお振り込みいいただきます。振り込み手数料はお客様のご負担とさせていただきます。
2.お振り込み日は、弊社が指定する日とさせていただきます（おおむね 15 日となります）。
3.月額基本料金については当月請求、通信料金・手数料金については翌月のご請求とさせていただきます。
4.毎月の料金（月額基本料金、通信料金等）については、弊社指定の支払期限までにお支払いがない場合は、延滞利息をいただいたり、通信を停止させていただくことがありますのでご了承ください。なお、通信停止期間中も月額基本料金の計算はさせていただきます。

特約事項